

國學院大學の取組例（令和4年度）

不正防止対策強化の3本柱

①ガバナンス強化 ②意識改革 ③不正防止システムの強化

（①～③で最も関連性が高いと考えられる番号に整理し記載）

※各機関の取組例は、その機関の規模や特性などによって異なるため、全ての機関の参考・適用できるものではありません。あくまでも参考としてご覧いただくことを目的に掲載しています。

- 大学独自の「科学研究費助成事業取扱手引き」の冒頭に最高管理責任者による不正根絶に向けた宣言、直近の研究費不正事例の紹介、不正防止計画を含めた基本ルール等を掲載し啓発活動を推進 ②
- 全学生に向けて配布する「学生生活ハンドブック」でルールを周知するとともに、図書館のガイドブックにおける説明とホームページにおいても「研究倫理」のパンフレットを掲載、また、大学院生向けに、年度当初に大学院委員長による「研究倫理に関する説明会」を独自教材により実施 ②
- 研究補助員には、雇用契約前に、事務担当職員が個別に面接し、研究費不正、研究活動の不正行為、通報・相談窓口について説明し、理解した項目を任用確認書でチェックする体制を整備 ②
- 令和元年度よりコーポレートカード（法人クレジットカード）、出張手配システムを導入しているほか、物品調達システムを導入し、研究者が直接支払いに関与しないシステムを構築、併せて、研究者と事務職員の効率化も実現 ③

参考資料

- ・ [國學院大學ホームページ](#)
- ・ [誓約書及び理解度チェックリスト](#)
- ・ [研究補助等任用確認書](#)
- ・ [令和3年度科学研究費助成事業取扱手引き（科研費等を適正に扱うための基本ルール）](#)

令和3年度 コンプライアンス教育研修 受講確認アンケート（兼誓約書及び理解 度チェックリスト）

この研修は「國學院大學公的研究費の運営及び管理並びに研究活動における不正の防止及び対応に関する規程」第18条に基づき、科研費をはじめとする「公的研究費の運営及び管理にかかわる構成員」に受講頂く研修です。

該当者はこの研修を受講したうえで所定の誓約書を提出しなければ、本学で科学研究費を含む公的研究費を執行することはできません。（同18条第2項）

以下の各設問について、該当する項目にチェックをしてください。

統括管理責任者
副学長 植村勝慶

ご所属の学部・機構を選択してください。*

- 文学部
- 法学部
- 経済学部
- 神道文化学部
- 人間開発学部
- 研究開発推進機構
- 教育開発推進機構
- 新学部設置準備室
- 事務局



氏名（フルネーム）を入力してください。 *

回答を入力

問1 私は、令和3年度コンプライアンス教育研修を受講いたしました。 *

受講しました

問2 私は、科研費に採択された者として遵守すべき規則等については、以下の *
とおりであることを確認いたしました。（確認項目にチェックをしてください）

① 國學院大學研究活動に関する行動規範

② 國學院大學公的研究費の運営及び管理並びに研究活動における不正の防止及び対応に関する規程

③ 科学研究費助成事業（科研費） 研究者使用ルール：日本学術振興会HP参照

④ 國學院大學科学研究費助成事業取扱手引き

問3 私は、「國學院大學研究活動に関する行動規範」（『手引き』p147） *
の説明を受け、以下の点について理解いたしました。

行動規範を理解しました

問4 【公的研究費の管理体制】國學院大學公的研究費の運営及び管理並びに研 *
究活動における不正の防止及び対応に関する規程第3条に定める公的研究費の最
高管理責任者は以下の①～③のうちどれか。 『手引き』p9

① 学長

② 公的研究費担当の副学長

③ 各学部長・機構長



問5 【研究費の不正使用】 科研費を含む公的研究費の不正使用や不正受給が発生した場合、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的資金に関する関係府省連絡会申合せ、平成29年6月22日改正）により、公的研究費の私的流用を行った場合の応募制限期間は以下のうちどれか。 『手引き』 p 1 1 *

- ① 10年
- ② 5年
- ③ 3年

問6 不正行為と認定された場合、科される制裁は以下のうちどれか。（複数回答可） 『手引き』 p 1 1 *

- ① 因果関係があると認められた科研費の支出額だけでなく、加算金も返還する義務が生じる
- ② 対象者の実名を含む不正使用の概要が、日本学術振興会のホームページで公表される
- ③ 刑事罰や所属機関による懲戒処分を科されることがある
- ④ 上記のいずれも科されることはない

問7 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が改正され、令和3年度は『不正防止対策強化年度』と位置付けられている。改正ガイドラインに関する通知において、研究費の不正使用が増加傾向にあるとされた経費は以下のうちどれか。（複数回答可） 『手引き』 p 1 4 *

- ① 謝金・給与
- ② 旅費
- ③ 上記のいずれも該当しない



問8 【研究活動における不正行為】 科研費を含む公的研究費による不正行為が *
発生した場合、「競争的資金の適正な執行に関する指針」により、対象者は科研
費を含むすべての競争的資金への応募資格が制限されることがある。不正行為に
関与したと認定された者のうち、研究当初から不正行為を企図するなど特に悪質
な者であるとされた場合の応募制限期間は以下のうちどれか。 『手引き』 p 1
6

- ① 10年
- ② 5年
- ③ 3年

問9 【監査の実施】 本学では毎年、前年度に科研費を執行したすべての研究代 *
表者、研究分担者の手続き書類を、全件にわたって点検するとともに、無作為抽
出された研究者の購入物品について現物監査を行い、その詳細な監査結果が作成
されて関係部門で共有されている。監査を実施しているのは以下の部署のうちど
れか。 『手引き』 p 2 1

- ① 内部監査室
- ② 研究開発推進機構事務課

問10 【公的研究費の不正に関する告発窓口】 科研費をはじめとする公的研究 *
費の不正（研究費の不正使用、研究活動における不正行為）が疑われる場合の通
報窓口は不正防止計画推進本部であるが、専用メールアドレスは以下のうちどれ
か。 『手引き』 p 2 2

- ① fuseiboushi@kokugakuin.ac.jp
- ② kikou@kokugakuin.ac.jp



問11 【公益通報制度】研究不正が特定の法律（刑法、個人情報保護法など計*470法律）に違反する犯罪行為、または最終的に刑罰につながる行為である場合の通報窓口は以下のうちどれか。 『手引き』 p 2 2

- ① 研究開発推進機構事務課
- ② 内部監査室

問12 【運用ルール】科研費は請求書払いとし、研究者発注を原則禁止しているが、それは「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）において、以下の要請があるからである（要請事項を確認した旨、チェックをしてください）。 『手引き』 p 3 8

- ① 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする
- ② 発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する

問13 【運用ルール】本学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査*のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）に基づき、請求書払いを原則とするが、例外的に認められる研究者発注や、やむを得ず行う立替払いの場合も研究者から研究開発推進機構事務課への事前の相談が必須となる（要件を確認した旨、チェックをしてください）。 『手引き』 p 3 8

- 請求書払い・研究者発注・立替払いのいずれも事前に必ず研究開発推進機構事務課への相談が必要である



問14 【運用ルール】令和3年度より、消耗品、10万円未満の用品、及び10万円以下の書籍を購入する場合に限り、一定の要件の下で研究者自身が発注できるようになり、たのめーるプラスシステム以外にも法人カードの交付を受けている科研費の研究代表者・分担者であれば、法人カードを用いての直接発注が可能となったが、以下の①及び②の要件を遵守しなければならない（要件を確認した旨、チェックをしてください）。『手引き』p43 *

- ① 科研費様式A-1「物品購入依頼書」またはA-2「書籍購入依頼書」に、「法人カードでの決済を希望すること」、及び「納品先を研究開発推進機構事務課とたまプラーザ事務課のどちらにするか（原則として研究者が所属するキャンパスの事務課）」を明記して、発注前に研究開発推進機構事務課またはたまプラーザ事務課へ提出（メール添付での送信可）し、承諾を得る
- ② 研究開発推進機構事務課またはたまプラーザ事務課が納品された物品と事前提出済みの購入依頼書とを照合し、検収（用品には科研費シールを発行。書籍には検収印を押す）を実施した後で受領する

問15 【運用ルール】科研費で出張する場合の手続きは、出張手配システム「BTOL」（ビートル）を通じて行うことを原則としており、例外的に出張手配をBTOLを使用しない場合であっても、以下の書類は必ずBTOL経由で提出する必要がある（要件を確認した旨、チェックをしてください）。『手引き』p56・57 *

- ① 出張命令伺（BTOL上で作成）及び出張計画書（様式B-2）
- ② 出張報告書（BTOL上で作成、帰着後10日以内）及び現地で入手した参加イベント（学会等）のスケジュール等がわかる資料のPDF（BTOLにアップロードする）

問16 【運用ルール】「人件費・謝金」とは、以下の経費のことを指し、個人に支払う場合がこれに該当する（要件を確認した旨、チェックをしてください）。『手引き』p67 *

- ① 研究会の講師や翻訳作業など専門的な知識・技術の提供を依頼したことの対価としての謝金（専門的知識・技術提供謝金）
- ② アルバイト（研究補助員、授業補助員）等の給与等



問17 【運用ルール】研究補助員を任用する場合、「國學院大學外部研究資金^{*}による研究補助員制度」に基づき、科研費をはじめとする学外研究費の研究代表者、研究分担者はこの制度に基づき、以下の研究補助員を任用することができる（要件を確認した旨、チェックをしてください）。 『手引き』 p 7 1

- ① 専門研究補助員
- ② 研究活動補助員
- ③ 研究事務補助員

問18 【運用ルール】令和2年度に文部科学省が発出した「競争的研究費における制度改善について（通知）」により、一定の条件の下で、競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費（=バイアウト経費）の支出が認められることになり、科研費をはじめ、バイアウト経費の支出を認めている研究事業の研究代表者、研究分担者は以下の2つのタイプの任用に関する費用を直接経費から支出可能となった（要件を確認した旨、チェックをしてください）。 『手引き』 p 8 6

- ① 自身が担当する授業を代行する者（授業代行者）の雇用に要する費用
- ② 自身が担当する授業の補助業務を行う者（授業補助員）の任用に要する費用

問19 【運用ルール】「その他」経費は「物品費」「旅費」「人件費・謝金」^{*}のいずれにもあたらない経費のことを指す。このうち、以下の作業については、業者に作業委託をすることが可能である（要件を確認した旨、チェックをしてください）。 『手引き』 p 9 4

- ① 翻訳作業
- ② 論文の外国語校正
- ③ マイクロフィルムのデジタル化作業
- ④ アンケート入力・封入・発送作業



問20 【運用ルール】 科研費の執行に際してクレジットカードを使用する場合 *
は請求書払いの原則に基づき利用は法人カードのみとなる (要件を確認した
旨、チェックをしてください)。『手引き』 p 1 1 2

- 科研費では、立替払い扱いとなる個人名義でのクレジットカードの利用は、原則として認められない

問21 私は令和3年度コンプライアンス教育研修を受講し、科研費に採択され *
た者として遵守すべき規則等に従い、研究活動を行うことを誓約いたします。

- 誓約します

送信

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームはドメイン外部で作成されました。 [不正行為の報告](#) - [利用規約](#) - [プライバシーポリシー](#)

Google フォーム



所属		職位		氏名		課題番号		代表
研究種目		研究課題名						

研究補助等任用確認書

令和 年 月 日

殿

研究補助員として任用するにあたり、以下の各項目について本学から説明します。理解した項目にチェック☑を入れてください。

<input type="checkbox"/> 業務内容	様式C-1「研究補助等任用申請書」に記載の通りとします。ただし、研究者との協議により、業務内容が変動する場合があります。 契約期間中本人の故意または重大な過失により大学に損害を与えた場合は、賠償責任を負うものとします。その他、定めのない事項については、その都度協議のうえ定めます。					
<input type="checkbox"/> 学内アルバイトの有無	<p>本学内で他にアルバイトをしている場合、業務遂行時間が重複することのないよう、注意してください。年度途中で学内で他にアルバイトをすることになった場合は、研究者の所属キャンパスの事務課までご連絡ください。</p> <p><input type="checkbox"/> この研究補助員の業務とは別に、学内でアルバイトなど有償の業務に携わっていない。</p> <p><input type="checkbox"/> この研究補助員の業務とは別に、学内でアルバイトなど有償の業務に携わっている。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">他に従事する業務名（身分）・就労曜日・就労時間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> </table>	他に従事する業務名（身分）・就労曜日・就労時間	1	2	3	4
他に従事する業務名（身分）・就労曜日・就労時間						
1						
2						
3						
4						
<input type="checkbox"/> 個人情報の取扱い	研究補助員の事務手続きに必要な個人情報を、本学では当該目的に使用する場合に限り利用します。					
<input type="checkbox"/> 機密保持	研究補助員は契約期間中に職務上知り得た秘密事項を守秘し、職を退いた後もなおその機密保持義務を負います。					
<input type="checkbox"/> 研究不正の態様	研究不正とは①研究費の不正使用、及び②研究活動上の不正行為の2種類であり、裏面にその典型例を記載しています。					
<input type="checkbox"/> 研究不正の相談・通報	<p>裏面に記載している研究不正が疑われる事実があるときは、研究者を通さず、研究補助員が直接、下記まで通報・相談できる体制を整えています。</p> <p>（１）告発窓口：不正防止計画推進本部 専用メールアドレス：fuseiboushi@kokugakuin.ac.jp 電話番号：03-5466-0104（研究開発推進機構事務課） F A X 番号：03-5466-9237（研究開発推進機構事務課）</p> <p>（２）通報窓口：内部監査室（渋谷キャンパス国際交流センター1階） 専用メールアドレス：naibu-kansa@kokugakuin.ac.jp 電話番号：03-5466-0473</p> <p>※公益通報を行う場合は本学ホームページに公開しているフォーマットをダウンロードし、記入して内部監査室へ提出（持参、郵送とも可）することになっています。</p>					

本書の内容について確認し、同意します。

令和 年 月 日

氏名（自署）：

	日付	担当者
事務局 対応者		

※この書面は事務局面接で確認した後、被面接者へコピーをお返しします。

科研費様式C-2A	ウラ面	※この書面は必ず両面印刷してください。
-----------	-----	---------------------

以下の研究不正の各事例につき説明を受け、理解した項目にチェック☑を入れてください。

【1. 研究費の不正使用の例】

<input type="checkbox"/>	カラ謝金・カラ給与 (謝金・給与の架空請求)	実体がない行為への謝金や、実際には勤務していない作業時間に対する給与を支出すること
<input type="checkbox"/>	カラ出張 (旅費の架空請求)	実体がない旅費を支出すること。出張を無断で変更・中止して精算金を領得する場合、同行する家族の旅費も含めて請求する場合など
<input type="checkbox"/>	プール金 (還流行為)	旅費や謝金として支出した経費の全部または一部を研究者が徴収して、研究室等の維持・管理経費等に充当すること。相手方の承諾があっても不正とみなされる
<input type="checkbox"/>	二重請求・重複受給	同一の執行に対して複数の予算から支出すること。依頼相手から旅費を受領したのに本学で同じ出張旅費を請求する場合など
<input type="checkbox"/>	偽装納品	いったん納品手続きをした物品を取引業者に返還したにもかかわらず見積書通りに請求させ、支出すること。当該取引先の未収金を精算する目的で行われる場合など
<input type="checkbox"/>	目的外使用	当該研究費の研究課題とは無関係の用途として支出すること。私用、他の研究課題の遂行、授業準備などの教育活動など
<input type="checkbox"/>	預け金	取引業者に架空取引を指示し、契約した物品等が納品されていないにもかかわらず納品されたとして代金を研究機関に支払わせ、その支払金を当該業者に管理させること
<input type="checkbox"/>	品名替え (品転)	本来は研究費から支出できない費用について、取引業者に研究費で購入可能な名目での請求をさせて支出すること
<input type="checkbox"/>	期ずれ	物品の納入と会計処理の時期を意図的にずらすこと。年度内の予算内に収まらない物品を購入して納品されたのに、納品時期や請求書類の発行が次年度になるよう取引業者に指示する場合など
<input type="checkbox"/>	書類の改竄	支出にかかる証憑書類を偽造、または変造すること。存在しない領収書を捏造したり(偽造)、真正に発行された領収書の金額、宛名、発行日付などに改変を加える(変造)など

【2. 研究活動上の不正行為の例】

<input type="checkbox"/>	捏造	研究活動において、存在しないデータ、研究結果等を作成すること
<input type="checkbox"/>	改ざん	研究活動において、研究資料又は過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
<input type="checkbox"/>	盗用	研究活動において、他の者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語をその者の了解又は適切な表示なく流用すること
<input type="checkbox"/>	研究データの保存の懈怠	研究活動において、研究データの管理及び保存を著しく怠ることにより、研究成果の第三者による検証可能性を不可能ならしめること
<input type="checkbox"/>	二重投稿	同一内容の論文を既に公表した紀要、雑誌又は書籍等とは異なるところに発表すること(再録である旨を明確に表示した上で公表することを除く)
<input type="checkbox"/>	不適切なオーサiership	論文の作成に何ら関与又は貢献していない者が、執筆者又は共同執筆者であるとして名前を連ねること、及び、論文の作成に関与又は貢献した者が、執筆者又は共同執筆者であるとして名前を連ねないこと

I 科研費等を適正に扱うための基本ルール

1. 公的研究費の管理体制

國學院大學では、研究に関わるすべての教職員が遵守すべき「國學院大學研究活動に関する行動規範」(平成27年2月18日制定)を定めるとともに、文部科学省が公表している「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(令和3年2月1日改正)¹によって研究機関に求められている公的研究費の適正な運営・管理に関する体制を、以下の通り構築しています。

☞「國學院大學研究活動に関する行動規範」P147 参照

(1) 管理体制の概要

責任体制	該当者・構成員	主な役割
最高管理責任者	学長	公的研究費の運営と管理、研究活動における不正の防止と対応に関する取り組みのすべてを管理し、それらについての基本方針を策定・周知・実施する。
統括管理責任者	学長が指名する副学長	公的研究費の運営と管理、研究活動における不正の防止と対応に関する組織横断的な体制を統括し、本学全体の具体的な対策を策定・実施する。
コンプライアンス推進責任者	①学長が指名する公的研究費担当の副学長 ②大学事務局長	不正使用の防止対策、及びコンプライアンス教育を実施する。
不正防止計画推進本部	①統括管理責任者(推進本部長) ②科研費採択経験を持つ教員(*) ③法令の専門知識を持つ教員(*)	[不正防止計画推進本部] 以下の①～⑤を行う。☞P20 ① 不正防止計画の策定と推進 ② 公的研究費の管理及び執行のモニタリング ③ 不正の告発・相談の取扱いと調査に関すること ④ 研究データの保存と開示に関すること ⑤ その他、適正な公的研究費の運営と管理、適正な研究活動の確保に関する必要なこと
公的研究費監査委員会	④総務課長 ⑤経理課長 ⑥研究開発推進機構事務課長 ⑦最高管理責任者が指名する者	[公的研究費監査委員会] 以下の①～④を行う。☞P20 ① リスクアプローチに基づく監査計画の立案・見直し ② 監査結果の周知及び類似事例の再発防止の徹底 ③ 推進本部によるモニタリングの機能の検証 ④ その他公的研究費監査に関する必要な事項

(*) 公的研究費監査委員会の構成員に②科研費採択経験を持つ教員、及び③法令の専門知識を持つ教員は含まれない。

¹ 文部科学省ホームページ「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(令和3年2月1日改正) (https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

(2) 研究不正とは（「研究費の不正使用」と「研究活動における不正行為」）

本学では、科研費をはじめとする公的研究費の「不正」を「**研究費の不正使用**」と「**研究活動における不正行為**」の2つに大別しています。いずれも「故意又は重大な過失による」場合に認定されることから、**意図的ではない場合でも不正とみなされることがある**ことを十分にご理解ください。

① 研究費の不正使用

以下のA表は、文部科学省ホームページで公開されている公的研究費による不正使用の典型例を一覧化したものです。B表（**☞P12以下**）は、そこで公開されている過去の不正使用の実例です²。

【A：不正使用の典型例（文部科学省ホームページ「研究機関による不正使用事案」より）】

不正の種別	執行態様と典型事例
カラ謝金・カラ給与 (謝金・給与の架空請求)	実体がない行為への謝金や、実際には勤務していない作業時間に対する給与を支出すること
カラ出張 (旅費の架空請求)	実体がない旅費を支出すること。出張を無断で変更・中止して精算金を領得する場合、同行する家族の旅費も含めて請求する場合など
プール金（還流行為）	旅費や謝金として支出した経費の全部または一部を研究者が徴収して、研究室等の維持・管理経費等に充当すること。相手方の承諾があっても不正とみなされる
二重請求・重複受給	同一の執行に対して複数の予算から支出すること。依頼相手から旅費を受領したのに本学で同じ出張旅費を請求する場合など
偽装納品	いったん納品手続きをした物品を取引業者に返還したにもかかわらず見積書通りに請求させ、支出すること。当該取引先の未収金を精算する目的で行われる場合など
目的外使用	当該研究費の研究課題とは無関係の用途として支出すること。私用、他の研究課題の遂行、授業準備などの教育活動など
預け金	取引業者に架空取引を指示し、契約した物品等が納品されていないにもかかわらず納品されたとして代金を研究機関に支払わせ、その支払金を当該業者に管理させること
品名替え（品転）	本来は研究費から支出できない費用について、取引業者に研究費で購入可能な名目での請求をさせて支出すること
期ずれ	物品の納入と会計処理の時期を意図的にずらすこと。年度内の予算内に収まらない物品を購入して納品されたのに、納品時期や請求書類の発行が次年度になるよう取引業者に指示する場合など
書類の改竄	支出にかかる証憑書類を偽造、または変造すること。存在しない領収書を捏造したり（偽造）、真正に発行された領収書の金額、宛名、発行日付などに改変を加える（変造）など

² 文部科学省ホームページ「研究機関における不正使用事案」
https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

本学の規程上は「故意又は重大な過失」による「公的研究費の他の用途への使用又は交付の決定若しくはこれに付した条件に違反した使用」を「不正」と定義しています。科研費に限らず、およそ研究費には制度ごとに目的やルールが定められており、その**目的やルールを逸脱した執行は不正使用**と認定されます。

さらに、科研費は国民の税金等を原資とする公的研究費であることから、**研究者は国民に対してその用途や成果の説明責任を負っています**。そのため、科研費の執行は、**社会通念上相当と言えるような用途や支出態様となるように努めてください**。

科研費をはじめとする公的研究費の不正使用については、近年、マスコミによる報道の扱いが大きく、注目されることが多くなっています。**たった1人の研究者による不正使用が所属機関全体の社会的信頼を失墜させてしまうことをよくご理解いただき、適正な執行をお願いいたします**。

なお、科研費を含む公的研究費の不正使用や不正受給が発生した場合、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的資金に関する関係府省連絡会申合せ、平成29年6月22日改正）³により、対象者は科研費を含むすべての競争的資金への応募資格が下表の通り制限されます。

応募制限の対象者	不正使用の程度と応募制限期間
不正使用を行った研究者と共謀者	私的流用の場合：10年
	私的流用以外で
	①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合：5年
	②①及び③以外の場合：2～4年
不正受給を行った研究者と共謀者	③社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合：1年
	5年
善管注意義務違反（※）を行った研究者	不正使用を行った者の応募制限期間の半分 （上限2年、下限1年、端数切捨て）

※ここでいう善管注意義務（善良なる管理者の注意義務）違反とは、「自ら不正使用に関与していない場合でも研究資金の管理責任者としての責務を全うしなかった場合」を指します。

このほか、不正行為と因果関係があると認められた科研費の支出額だけでなく加算金（補助金を受領した日から返還の日まで、年率10.95%）⁴も返還する義務が生じるとともに、対象者の実名を含む不正使用の概要が、日本学術振興会のホームページで公表されます⁵。そのうえで、刑事罰や所属機関による懲戒処分を科されることがあります。

³ 内閣府ホームページ「競争的研究費制度」(<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>)

⁴ 文部科学省ホームページ「科研費の不正な使用に対する措置について」(https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/06120802/1242609.htm)

⁵ 日本学術振興会ホームページ「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への措置について」(<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/sochi.html>)

【B：「研究機関による不正使用事案」として文部科学省ホームページに公開されている事例】

＜令和2年度＞

研究機関名	不正の種別	不正に使用された研究費の額	研究機関が執った措置
水産研究・教育機構	カラ雇用、架空請求	266,662 円	懲戒（停職 4 ヶ月） 研究費使用停止 HP で公表（本人の氏名あり）
甲南大学	同一の費用に関し重複して支出を受けること（重複受領）	1,034,752 円	懲戒（諭旨退職） 研究費使用停止 プレスリリース及び HP で公表（本人の氏名なし）

＜令和元年度・平成31年度＞

研究機関名	不正の種別	不正に使用された研究費の額	研究機関が執った措置
広島大学	カラ謝金	143,800 円	懲戒（停職 5 日） 研究費使用停止 HP で公表（本人の氏名なし）
立教大学	カラ謝金 旅費の虚偽請求	906,810 円	懲戒（諭旨解雇） HP で公表（本人の氏名あり）
大分大学	架空請求による目的外使用、故意による旅費の二重請求、カラ出張	1,021,670 円	懲戒（停職 10 ヶ月） 交付中の公的研究費の使用停止 HP で公表（本人の氏名あり）
広島大学、東京大学、人間文化研究機構	旅費の重複受給、旅費の虚偽請求	9,996,934 円	諭旨解雇相当
北海道大学	架空請求（カラ給与）	291,666 円	退職後の発覚のため処分不能 HP で公表（本人の氏名あり）
熊本県立大学	架空請求（カラ給与）	25,830 円	退職後の発覚のため処分不能 HP で公表（本人の氏名あり）
情報・システム研究機構	旅費・学会参加費の水増し請求、カラ出張、通信費の架空請求	1,324,120 円	懲戒解雇 交付中の公的研究費の廃止 HP で公表（本人の氏名あり）
兵庫県立大学	目的外使用	330,261 円	〔処分決定後に追加公表〕 公的研究費の使用停止 HP で公表（本人の氏名あり）
京都大学	架空請求（カラ出張、カラ給与）、還流行為、補助金の目的外使用	788,820 円	懲戒解雇相当処分 公的研究費の使用停止 HP で公表（本人の氏名あり）

研究機関名	不正の種別	不正に使用された研究費の額	研究機関が執った措置
京都大学	不正な謝金の支出（カラ謝金ではない）	19,200 円	懲戒（戒告） 公的研究費の使用停止 HP で公表（本人の氏名あり）
東海大学	旅費の重複受給による公的研究費等の目的外使用	185,240 円	懲戒（停職 14 日） 公的研究費の使用停止 HP で公表（本人の氏名あり）

<平成 30 年度>

研究機関名	不正の種別	不正に使用された研究費の額	研究機関が執った措置
国立長寿医療研究センター	預け金	674,954 円	日本学術振興会の特別研究員には懲戒規程等が適用できず処分不能 HP で公表（本人の氏名あり）
信州大学	カラ出張	2,835,742 円	懲戒（停職 2 ヶ月） 公的研究費の使用停止 HP で公表（本人の氏名あり）
首都大学東京	虚偽の申請による旅費の受給（重複受給含む）	439,732 円	懲戒（停職 6 ヶ月） 全ての研究費の使用停止 HP で公表（本人の氏名あり）
沖縄県立看護大学	旅費の水増し請求	665,580 円	調査結果確定前に依願退職 HP で公表（本人の氏名あり）
北九州市立大学	カラ謝金、目的外使用	10,492,349 円	懲戒解雇、刑事告訴 （→業務上横領罪で有罪判決） 本人逮捕時に大学が記者会見 HP で公表（本人の氏名あり）

文部科学省ホームページ
「研究機関における不正使用事案」



**「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が
改正されました（令和3年2月1日改正・文部科学大臣決定） **NEW!****

文部科学省は令和3年2月1日付けで、平成19年に定められた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を改正する文部科学大臣決定を全国の研究機関に通知しました⁶。

この通知は、**各研究機関において「依然として様々な形での研究費不正が発生しています」と指摘し、具体的には「謝金・給与」及び「旅費」の不正が増加傾向にあると分析しています。**さらに、「言うまでもなく、**研究費の不正使用は、それを起こした職員等が所属する研究機関にとって重大な問題であるばかりではなく、国民の貴重な税金を原資として成り立つ、科学技術・学術振興体制への信頼を揺るがしかねない問題**」であることが改正の背景であると説明しています。

そのうえで、**「令和3年度を『不正防止対策強化年度』と位置付けて**」今回のガイドライン改正を実施したことから、各研究機関が自らの機関における取組の再点検を実施し、改正ガイドラインに沿った所要の取組を行うよう求めています。

本学も科研費をはじめとする公的研究費を取り扱う研究機関として、この通知に基づき、**学内で研究費不正を生じさせない環境や組織風土を構築することが社会的に強く要請されていることを、公的研究費の交付を受けるすべての専任教員に認識していただくよう、よろしくお願いいたします。**

文部科学省ホームページ
「研究機関における公的研究費の管理・監査の
ガイドライン（実施基準）」
（令和3年2月1日改正）



⁶ 文部科学省ホームページ「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」（https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm）

② 研究活動における不正行為

以下のA表は、「國學院大學公的研究費の運営及び管理並びに研究活動における不正の防止及び対応に関する規程」第2条第1項第2号が定義する不正行為の種類とその内容です。「研究データの保存の懈怠」を除く他の5種類は、文部科学省による「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」が定める「不正行為」の類型でもあります。また、B表（P17以下）は、「研究活動において不正行為が認定された事案（一覧）」として文部科学省ホームページに公開されている近年の事例一覧です⁷。

このうち、**捏造、改ざん、盗用の3種類は「特定不正行為」**（故意又は研究者としてわかまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）と位置付けられています。これらが発覚した場合は、所属機関が必要な調査と関係者への適切な処置を行い、調査結果を公表することが義務付けられます。所属機関がこの義務を適切に履行していないと認定された場合は、所属機関に対する競争的研究資金（科研費等）の間接経費の配分が削減・停止されるなどの厳しい措置が執られます。

【A：研究活動における不正行為の態様】

不正行為の種類	内容
捏造	研究活動において、存在しないデータ、研究結果等を作成すること
改ざん	研究活動において、研究資料又は過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
盗用	研究活動において、他の者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語をその者の了解又は適切な表示なく流用すること
研究データの保存の懈怠	研究活動において、研究データの管理及び保存を著しく怠ることにより、研究成果の第三者による検証可能性を不可能ならしめること
二重投稿	同一内容の論文を既に公表した紀要、雑誌又は書籍等とは異なるところに発表すること（再録である旨を明確に表示した上で公表することを除く）
不適切なオーサーシップ	論文の作成に何ら関与又は貢献していない者が、執筆者又は共同執筆者であるとして名前を連ねること、及び、論文の作成に関与又は貢献した者が、執筆者又は共同執筆者であるとして名前を連ねないこと

⁷ 文部科学省ホームページ「研究活動における不正事案について」
(https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

科研費を含む公的研究費による不正行為が発生した場合、「競争的資金の適正な執行に関する指針」により、対象者は科研費を含むすべての競争的資金への応募資格が下表の通り制限されます。

応募制限の対象者	不正行為の程度と応募制限期間
不正行為に関与した者	研究当初から不正行為を企図するなど特に悪質な者：10年
	不正行為があった研究に係る論文等の著者で ①当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者等） ：当該分野の研究の進展への影響や社会的影響の大小、または行為の悪質性の高低により3～5年、または5～7年 ②①以外の著者：2～3年
	上記を除く不正行為に関与した者：2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者等）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響の大小、または行為の悪質性の高低により1～2年、または2～3年

このほか、不正行為と因果関係があると認められた科研費の支出額、及び加算金（補助金を受領した日から返還の日まで、年率10.95%）を返還する義務が生じるとともに、対象者の実名を含む不正行為の概要が、日本学術振興会のホームページで公表されます⁸。そのうえで、所属機関による懲戒処分を科されることがあります。

文部科学省ホームページ
「研究活動における不正事案について」



⁸ 日本学術振興会ホームページ「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への措置について」
(<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/sochi.html>)

【B：「研究活動において不正行為が認定された事案（一覧）」として文部科学省ホームページに公開されている事例⁹】

＜令和2年度＞

研究機関名	不正行為の種別	研究分野	研究機関が執った措置
工学院大学	改ざん	工学	懲戒（処分内容非公表） 対象論文の取下げを勧告
同志社大学	盗用	社会学	対象行為が大学院生時代の不正行為であるため大学の規程による処分不能。ただし嚴重注意相当と判定 当該元大学院生に対し、対象書籍の出版社に修正対応を依頼するよう指導
杏林大学	剽窃	経営学	懲戒（諭旨退職） 対象論文の取下げを勧告
同志社大学	盗用	開発経済学	対象論文の取下げを勧告 博士学位の取消し
愛知学院大学	捏造、不適切な オーサーシップ	保存治療系 歯学	対象論文 20 編の取下げを勧告 一定期間の教育研究活動停止 不正論文による博士学位の返上 研究費の使用停止
旭川医科大学	盗用、不適切な オーサーシップ	医学	退職済みのため処分無し 対象論文はすでに掲載取消し済み
徳山大学	盗用	教科教育学	対象論文の取下げ 譴責 学内外の競争的研究費への応募資格を 3 年間停止

⁹ 文部科学省ホームページ「文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において不正行為が認定された事案」(https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360484.htm)

<令和元年度>

研究機関名	不正行為の種別	研究分野	研究機関が執った措置
東洋英和 女学院大学	捏造、盗用	ドイツ政治 文化思想史	懲戒解雇、科研費の執行停止 出版社に対して出版書籍の回収、論考の 訂正・お詫びの掲載を勧告
創価大学	盗用	経営学	依願退職したため処分無し 対象書籍の編集者に善処を要請
神戸学院大学	改ざん	薬学	本人（助教）は依願退職。責任著者の教 授も注意義務違反として処分検討 対象論文の取下げを勧告
横浜市立大学	捏造	生化学、 分子生物学	筆頭著者の大学院生、責任著者の教員に つきそれぞれ懲戒処分
東京理科大学	改ざん、二重投 稿、盗用	組織分析学	退職したため処分せず 対象論文の取下げを勧告
中村学園大学	盗用、 二重投稿	商学、 経済政策	懲戒（停職1ヵ月） 対象論文の取下げを勧告
広島大学	盗用	教育学 (大学院生)	懲戒（停学2ヵ月） 主任指導教員に対し指導上の責任に基 づく人事処分（懲戒処分には非該当） 配布済み紀要の回収と対象論文の削除
京都府立医科 大学 関西医科大学	捏造、改ざん	医学	1名が懲戒解雇相当、1名が懲戒（停職1 ヵ月）相当。ただし退職済みのため処分 不能。他の4名も退職済みのため処分な し 各書籍の編集責任者に撤回等を要請。そ の他の対象論文の取下げを勧告
熊本大学	二重投稿	工学	退職済みのため処分無し 対象論文はすでに掲載取消し済み
日本大学	盗用、二重投稿	法学	懲戒（停職6ヵ月） 学内研究費の支給停止 学外研究費の受給停止 対象論文の取下げ

<平成 30 年度>

研究機関名	不正行為の種別	研究分野	研究機関が執った措置
東洋大学	盗用、二重投稿	経営学	依願退職したため処分せず 対象論文を掲載した学部紀要の責任者 (学部長) に対象論文の取下げを勧告
大分大学	盗用、不適切な オーサーシップ	教育学	行為者は所属する他機関で処分検討 対象論文の筆頭著書となっている教員は 懲戒規程に基づく人事処分（懲戒処分には 非該当） 対象論文は調査期間中に取下げ済み
帝京大学	盗用	社会情報学 情報社会論	依願退職したため処分せず 対象論文を取下げ。経済済み学内紀要は 再発行・再配布予定。共著書籍は再発行 を出版社と検討中
静岡大学	二重投稿	工学	学内規則に基づく処分 対象論文の取下げを勧告 不正に直接関連する支出の返還請求
日本女子体育 大学	盗用	スポーツ・ 健康科学	懲戒（戒告） 対象発表・報告の取下げを勧告 当該年度の科研費辞退を勧告 学内配布済みの共同研究報告書より当該 報告を削除することを通知
久留米大学	盗用	法学	懲戒（停職 90 日） 対象論文の取下げを勧告
大阪大学	捏造、改ざん	地盤工学 地震工学	行為者が調査期間中に退職し、その後死 亡したため処分無し 対象論文の取下げを関係学会へ依頼
京都大学	改ざん、盗用	地震地質学	懲戒（停職 1 年） 対象論文の取下げを勧告

(3) 不正防止計画とモニタリング

科研費をはじめとする公的研究費が各研究者によって適切に執行されるように、本学では、統括管理責任者（＝学長が指名する副学長）を長とする不正防止計画推進本部（[P9](#)）が**年度ごとに「公的研究費不正防止計画」を策定**するとともに、**公的研究費の管理及び執行のモニタリング**（不正防止計画が有効に機能しているかどうかを継続的に評価するプロセス）を実施しています。

① 公的研究費不正防止計画

公的研究費不正防止計画は、不正を発生させる要因を項目別に想定し、それぞれの項目について不正の発生を防止する具体策を決定しています。科研費の採択者を対象とするコンプライアンス教育（[P24](#)）や研究倫理教育（[P24](#)）の実施、科研費によって任用された研究補助員の勤務実態調査、科研費の年間執行計画の進捗確認などは、いずれもこの不正防止計画の一環として実施されています。

② 科研費の管理及び執行のモニタリング

科研費の管理及び執行のモニタリングは、研究開発推進機構事務課によって日常的に行われています。科研費の執行計画について研究者から相談を受けた時期と内容（対面、電話、メールなど相談方法に制限なし）、研究補助員を任用する場合の事務局面接の機会はその都度、研究開発推進機構事務課で記録を残し、各研究者の研究費の執行計画が順調に進んでいるかどうかを確認しています。

また、年度の後半になって科研費の執行計画が停滞している場合、年度末（2月～3月）の執行期限ギリギリの時期になってから駆け込み的に物品の大量購入を行うと、監査において不適切な執行との疑念を抱かれやすくなります。そこで、**後期に入った後（おおよそ10月～11月頃）、当該年度の執行が進んでいないと思われる研究者に対しては、研究開発推進機構事務課の担当者が、当該年度中のその後の執行計画などをお尋ねする**ことがあります。これも、モニタリングの一環です。

このように、年間を通じて各研究者の科研費の管理及び執行について行われたモニタリングの実績は、翌年度の公的研究費監査委員会（[P9](#)）で報告・検証され、不正防止計画推進本部が新しい年度の公的研究費不正防止計画を策定する際の参考に供しています。

(4) 監査の実施

本学では毎年、前年度に科研費を執行したすべての研究代表者、研究分担者の手続き書類を、内部監査室が全件にわたって点検するとともに、無作為抽出された研究者の購入物品について現物監査を行い、その詳細な監査結果が作成されて関係部門で共有されています。

監査の結果、前年度の執行に不適切と思われる執行が認められた場合は、状況に応じて学外監査機関や日本学術振興会にも報告し、その都度、大学として適正な執行状態を確保するための必要な措置を講じています。

このほか、内部監査室とは別に、法人の監事による科研費の執行状況の点検も毎年行われています。

内部監査室による前年度の科研費の執行書類に対する全件点検は、通常、毎年7月から10月にかけて行われます。また、購入物品に対する現物監査は11月から1月にかけて、研究開発推進機構事務課員（またはたまプラーザ事務課）の立会いの下、監査員が監査対象の研究者の研究室等へ出向いて行われます。

監査結果は研究開発推進機構事務課へ提示され、指摘事項のすべてについて執行の正当性を説明し、不適切な執行が確認された場合は是正措置並びに改善策を講じる必要があります。指摘事項の内容によっては、経理課、人事課、管財課など関係部署へも周知され、事務局全体での対応が求められます。

監査の主たる目的は不正の象徴的摘発や関係者の懲罰ではなく、研究費の適正な執行を恒常的に確保することにあります。監査の結果、ときには故意ではなく不注意による執行手続きの不備が判明することもあります。その場合は、その不備の解消と再発の防止を図ることが問題解決にとって何より重要となります。大学全体で執行の適正を普段から堅持しておくことで、会計検査院や国税庁、文部科学省などの官公庁による公的調査にも随時対応することが可能となり、公的研究費を扱う研究機関としての社会的責任を全うすることにつながります。

校務多忙などを理由に監査の要請を意図的に忌避するかのよう姿勢であると受け止められると、かえって無用の疑念が生じてしまいます。以上の監査の趣旨をご理解いただき、学内外での監査対象に抽出された場合は積極的にご協力をお願いいたします。

なお、毎年12月から1月頃にかけて、本学に資産登録されている**すべての機器備品の現物照合（現物の有無、現在の設置場所、固定資産シールの有無などを確認。**固定資産シールの貼付についてはP45参照）を管財課が実施しており、科研費で購入した機器備品も対象になります。大学の定期的な資産管理業務の一環であり本来の監査とは異なりますが、科研費の現物監査と同様のチェック機能を有する調査なので、監査同様のご協力をお願いいたします。

(5) 公的研究費の不正に関する告発窓口

科研費をはじめとする公的研究費の不正（研究費の不正使用、研究活動における不正行為）が疑われる場合、本学は、学内外の立場を問わず（教職員、学生、取引先だけでなく学外のすべての方）誰からの通報でも受け付ける態勢を整えています（國學院大學公的研究費の運営及び管理並びに研究活動における不正の防止及び対応に関する規程第 12 条）。

告発窓口 : 不正防止計画推進本部
専用メールアドレス : fuseiboushi@kokugakuin.ac.jp
電話番号 : 03-5466-0104（研究開発推進機構事務課）
FAX番号 : 03-5466-9237（研究開発推進機構事務課）

上記の告発窓口と専用メールアドレスは、本学ホームページで公表しています。不正防止計画推進本部は **P9** の一覧表に列挙されている①～⑦の該当者で構成されており、告発者を保護する観点から、**当該専用メールアドレスへ送信されたメールはこのうち①統括管理責任者、⑥研究開発推進機構事務課長、及び①によって指名された研究開発推進機構事務課所属の不正防止計画推進本部運営担当者のみが受信**するように設定されており、告発の第一報が必要最小限の範囲でのみ情報共有されるように配慮しています。

(6) 公益通報制度

研究不正が特定の法律（刑法、個人情報保護法など計 470 法律）¹⁰に違反する犯罪行為、または最終的に刑罰につながる行為である場合には、公益通報者保護法その他の関係法令に基づく公益通報も受け付けています。この場合、本学の受付窓口は内部監査室となります。

通報窓口 : 内部監査室（渋谷キャンパス国際交流センター1 階）
専用メールアドレス : naibu-kansa@kokugakuin.ac.jp
電話番号 : 03-5466-0473

※公益通報を行う場合は本学ホームページに公開しているフォーマットをダウンロードし、記入して内部監査室へ提出（持参、郵送とも可）することになっています。

公益通報は、不正の目的でなく、通報内容が真実であると信じる相当の理由があることが必要です。学校法人國學院大學公益通報に関する規程第 4 条は公益通報者を本学の教職員、本学と雇用関係にある大学院生及び学生、労働者派遣契約に基づく派遣職員と定めています。また、公益通報者保護法は取引先の事実についても通報できる旨を定めている（公益通報者保護法第 2 条第 1 項第 3 号）ため、本学の取引先と雇用関係にある労働者も公益通報者となることができます。

なお、公益通報者保護法は、当該事業体以外の行政機関、報道機関、事業者団体等への通報も認めているため、公益通報の対象となるような研究不正は、学外の機関への通報対象ともなります。

¹⁰ 政府広報オンライン「通報者も企業も守る『公益通報者保護制度』」(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201701/4.html>)

【研究補助員・授業補助員を任用する際の事務局面接について】

研究者が研究補助員（☞P71以下）または授業補助員（☞P87以下）を任用する際は、事前に、研究開発推進機構事務課またはたまプラーザ事務課で任用候補者と直接面談を行い（事務局面接）、研究費の不正使用と研究活動における不正行為の2種類について説明するとともに、従事する研究活動において不正が疑われる場合には前記（5）の不正防止計画推進本部、または（6）の内部監査室（または学外の行政機関や報道機関等）が窓口となることを案内しています。

事務局面接は任用を希望する研究者が立ち会わない環境で行います（☞P73・88）。その理由の一つは、不正対応に関する研究補助員への説明や案内を実効性のあるものとする点にあります。研究不正を未然に防ぐための大学の社会的責任を果たす施策であるとの趣旨をご理解いただき、事前の事務局面接の実施にご協力をお願いいたします。

2. コンプライアンス教育・研究倫理教育の実施体制

文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」¹¹は、大学等の研究機関に対して、「競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に、自らのどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるため、コンプライアンス教育（機関の不正対策に関する方針及びルール等）を実施する」ことを明示的に要請しています。

また、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」¹²は、大学等による「不正行為の事前防止のための取組」として「不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するためには、研究機関において、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるため」の「研究倫理教育」を確実に実施することが求められています。

これらの要請に基づき、本学では以下の通り、コンプライアンス教育と研究倫理教育の2種類の研修を実施しています。本学において科研費を執行する研究者は、全員がこの2種類の研修を受講する義務を負います。

（1）コンプライアンス教育の実施

「國學院大學公的研究費の運営及び管理並びに研究活動における不正の防止及び対応に関する規程」第18条に基づき、科研費をはじめとする「公的研究費の運営及び管理にかかわる構成員」が受講することになっています。この研修を受講したうえで所定の誓約書を提出しなければ、本学で科研費を執行することはできません（同規程同条第2項）。

（2）研究倫理教育の実施

「國學院大學研究倫理委員会に関する規程」第9条に基づき、「研究活動に関わる全ての構成員」が受講することになっています。本学で科研費を執行する研究者には、必ずこの研修を受講したうえで所定の誓約書を提出していただきます（同規程同条第2項）。

また、本学で科研費を扱うすべての教職員には、日本学術振興会がインターネット上で公開している研究倫理eラーニングコース「eL CoRE」（エルコア。「e-Learning Course on Research Ethics」の略）の受講をお願いしています（無料）。受講後は修了証が発行されます。

【研究倫理eラーニングコース「eL CoRE」ホームページ】 <https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

¹¹ 文部科学省ホームページ「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）（https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm）

¹² 文部科学省ホームページ「『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』の決定について」（https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm）

「eL CoRE」の修了証サンプル（※実際はカラー画面で表示されます）



eL CoRE の修了証自体に公式の有効期限はなく、各研究機関の扱いに委ねられています。本学では、日本学術会議が「(研究倫理教育について) 研究者においては少なくとも5年ごと」¹³と明示していることに基づき、**eL CoRE の修了証を発行から5年間有効とみなしています。**

他大学から研究分担者となる際に研究倫理教育の受講修了証を求められた場合は、この eL CoRE の修了証をプリントアウトするなどして提出してください。

研究倫理 e-ラーニングコース
「eL CoRE (エルコア)」



¹³ 文部科学省ホームページ「回答『科学研究における健全性の向上について』（日本学術会議）」
(https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1355898.htm)

3. その他の研究活動における研究倫理上の留意点

(1) 利益相反行為の制限

利益相反とは一般的に、**研究者が本学の構成員として負うべき責任と、研究活動上連携する学外の企業や団体等との関係で有する利益とが衝突する状況**を指します。

利益相反状態そのものは、広く学外の企業や団体と連携して研究活動を行ううえで日常的に生じ得ることであり、それ自体が否定的な評価を受けるものではありません。ただし、利益相反は研究者の個人的な経済的利益が研究テーマの設定や研究成果に影響を及ぼし、研究内容の真実性に疑義を抱かれ、研究機関に対する社会からの信頼を失わせる危険をも有することから、大学が研究機関として適切にマネジメントを行うことが求められます。

そこで本学では、「研究者が、学外から研究費用の提供などの経済的利益を享受することにより、研究において必要とされる公正かつ適正な判断が著しく損なわれるのではないかと第三者から疑念が抱かれる可能性が生じていること」を「利益相反」と定義し（國學院大學利益相反マネジメント規程第2条第3項）、次の**①個人としての利益相反、及び②組織としての利益相反の2つの場面で、大学が適切なマネジメントを行う**仕組みを整えています。

①個人としての利益相反マネジメント：構成員が社会貢献活動（※）を行う上で、**その活動や成果に基づき得る個人的利益が構成員としての責務又は公共の利益を損なわないよう適正に管理すること。**

②組織としての利益相反マネジメント：組織（※※）が社会貢献活動（※）を行う上で、その活動や成果に基づき得る経済的利益が組織の社会的責任又は公共の利益を損なわないよう適正に管理すること。

※「社会貢献活動」とは「産学官連携活動その他」を指します（國學院大學利益相反マネジメント規程第1条）。

※※「組織」とは各学部、大学院各研究科、教育開発推進機構、研究開発推進機構を指します（同第2条第4項）。

科研費による研究活動においては、主に上記①が問題となります。下記に該当する行為を研究活動の一環として行う場合は、**事前に利益相反マネジメント委員会に申告し、審査により承認または回避要請の判断を受ける必要があります**。詳細は研究開発推進機構事務課までお問い合わせください。

個人としての利益相反マネジメントの対象となる行為
企業及び団体と社会貢献活動を行う場合
企業及び団体から一定額以上の金銭や株式等を取得する場合、または便益の供与を受ける場合
企業及び団体から一定額以上の物品、サービス等を購入する場合
本学の学生等を社会貢献活動に従事させる場合
その他、利益相反マネジメント委員会が個人としての利益相反マネジメントの対象として認めた行為を行う場合

(2) 個人情報の保護

本学では、個人情報保護法及びその関連法令に基づき、「学校法人國學院大學個人情報の保護に関する規程」をはじめとする個人情報保護に関する学内諸規程を整備して、個人情報の保護を図っています。本学において科研費を執行して研究活動を行う者も、これらの諸規程を遵守する義務を負います。

ここでいう個人情報とは、「**生存する個人に関する情報**」であって、「**氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの**」を指します。研究者は、研究活動の過程で得た個人情報の保護に配慮しなければなりません。

特に、研究のためのアンケート調査等で「要配慮個人情報」(学校法人國學院大學個人情報の保護に関する規程第2条第3項)を取り扱う場合は、必ず**事前に本人の同意を得なければなりません**(同規程第16条)。要配慮個人情報とは、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等のほか、身体障害、知的障害、精神障害等の障害があること、健康診断その他の検査の結果、保健指導、診療・調剤情報、本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索等の刑事事件に関する手続きが行われたこと、本人を非行少年またはその疑いがある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続きが行われたこと、が該当します¹⁴。

また、適正に取得した個人情報であっても、事前の本人の同意なく目的外利用に供してはならず(同規程第17条)、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなった個人データは遅滞なく削除または廃棄することが求められます(同規程第18条)。

¹⁴ 『個人情報保護法ハンドブック』 (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kojinjouhou_handbook.pdf)

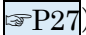
(3) ヒト研究等及びヒト由来試料研究等に関する倫理委員会

本学の研究者が**人を直接対象とする研究及び実験等**を行う場合には、研究倫理委員会の下に小委員会として設置されている「ヒト研究等及びヒト由来試料研究等に関する倫理委員会」（略称「ヒトヒト委員会」）にあらかじめ所定の計画書を提出し、その審査を受けて承認を得る必要があります（ヒトを直接対象とする研究等及びヒト由来試料研究等に関する規程第 11 条、第 12 条）。

【事前審査と承認を要する研究・実験】

- ① **ヒトを直接対象とする研究及び実験**（ヒト研究等）
- ② **ヒト由来試料（※）を対象とする研究及び実験**（ヒト由来試料研究等）

※ヒト由来試料：細胞、組織、血液、体液、排泄物その他ヒトに由来する試料、及びこれらから抽出された DNA 等の人体の一部並びに**被験者の情報等**

→「**被験者の情報等**」には、各種個人情報（氏名・生年月日・住所等）や要配慮個人情報（人種、信条、社会的身分、犯罪の経歴等。）も含まれます。

ヒトを直接対象とする研究等及びヒト由来試料研究等に関する規程第 2 条第 1 号は、上記①・②に該当するかどうかを「国またはそれに準じる機関の定めた倫理基準」によって判断する旨定めています。文部科学省・厚生労働省「**人を対象とする医学系研究に関する倫理方針**」（平成 29 年 2 月 28 日 **一部改正**）¹⁵は、この倫理基準の一例です。

【審査対象外となる試料・情報】

- ① すでに学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な試料・情報
- ② すでに匿名化されている情報（特定の個人を識別することができないものであって、対応表が作成されていないものに限る）
- ③ すでに作成されている匿名加工情報または非識別加工情報

これらの基準をもとに、まずは研究者自身で上記①または②に該当するかどうかを検討してください。該当し審査を受ける必要があると判断した場合、または該当するかどうか判断できない場合は、研究開発推進機構事務課までお問い合わせください。

【審査内容】

次の 5 項目のいずれにも適合しているかどうかを、提出された計画書をもとに審査します。

- ① 法令が定める指針等に準拠していること。
- ② 人の尊厳及び人権を尊重していること。
- ③ 被験者の生命及び健康を害するものでないこと。
- ④ 被験者の個人情報について適切な取扱いが行われていること。
- ⑤ 被験者からインフォームド・コンセントを文書で得ていること。

¹⁵ 厚生労働省ホームページ「人を対象とする医学的研究に関する倫理指針」
(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000168764.pdf>)

【審査日程】（令和3年度）

倫理審査は年間を通して定期的実施することになっていますが、各回ともそれぞれ審査締切日を設けています。以下は今年度の審査スケジュールです。

例年、前年度末に、翌年度の1年分の倫理審査委員会の開催スケジュール等を研究開発推進機構事務課よりすべての専任教員宛てに一斉配信しているため、ご確認ください。

	審査受付締切日	審査結果開示予定日
第1回審査	4月1日（木）	4月26日（月）
第2回審査	5月6日（木）	5月31日（月）
第3回審査	6月1日（火）	6月25日（金）
第4回審査	7月1日（木）	7月28日（水）
第5回審査	9月1日（水）	9月28日（水）
第6回審査	10月1日（金）	10月26日（火）
第7回審査	11月5日（金）	11月30日（火）
第8回審査	12月1日（水）	12月25日（土）
第9回審査	1月8日（土）	2月7日（月）
第10回審査	2月12日（土）	3月10日（木）

ヒト対象研究審査受付専用メールアドレス：hitohito@kokugakuin.ac.jp **NEW!**

※研究内容の機密性を保ちつつ審査手続きを行うため、専用のメールアドレスを設けています。受信者は研究開発推進機構事務課長、同課の委員会業務担当者の2名に限定しています。希望者は当該メールアドレスより所定の計画書を提出してください。

【審査の実施基準】

審査は「ヒトを直接対象とする研究等及びヒト由来試料研究等に関する規程」第12条の2に則り、以下の(1)～(3)に該当する場合は、「迅速審査」によって審査を実施いたします。

- (1) 研究計画等の軽微な変更に係る審査
- (2) 既に委員会において承認されている研究計画等に準じた研究計画等に係る審査
- (3) 研究対象者に対して最小限の危険（日常生活で被る身体的、心理的又は社会的危害の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のものをいう。）を超える危険を含まない研究計画等に係る審査

ただし、上記に該当しない、あるいは迅速審査の結果「通常審査」となった場合は、申請者への審査結果開示日は上記に示した開示予定日よりも後となりますので、あらかじめご了承ください。

【令和3年4月からの改正点】 NEW!

迅速審査の結果「不承認」となった場合に加えて、「条件付き承認」となった場合も、研究を開始できないことになりました。なお、いずれの場合も再度申請することができます。

「不承認」の場合には不承認の理由が解消されたとき、または「条件付き承認」の場合には条件を充足する変更がなされたときには、研究を開始できます。